

第 6129 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月30日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 平成31年の延滞税等の割合

**Q**：平成31年分の延滞税の税率とかは、どのようになっていますか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

延滞税の税率は、次のようになっています。

- ①納期限までの期間及び納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合を適用することとなり、下表①の割合が適用されます。
- ②納期限の翌日から2月を経過する日の翌日以後については、年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合を適用することとなり、下表②の割合が適用されます。

※特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

期間	①	②
H26.1.1~H26.12.31	2.90%	9.20%
H27.1.1~H27.12.31	2.80%	9.10%
H28.1.1~H28.12.31	2.80%	9.10%
H29.1.1~H29.12.31	2.70%	9.00%
H30.1.1~H30.12.31	2.60%	8.90%
H31.1.1~H31.12.31	2.60%	8.90%



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】